

第二次

羽島市教育大綱 (案)

次代の羽島を創造する人づくり

～志を持ち心豊かに学び合う コミュニティの実現を目指して～

令和 2 年 月

羽 島 市

1 大綱策定の趣旨

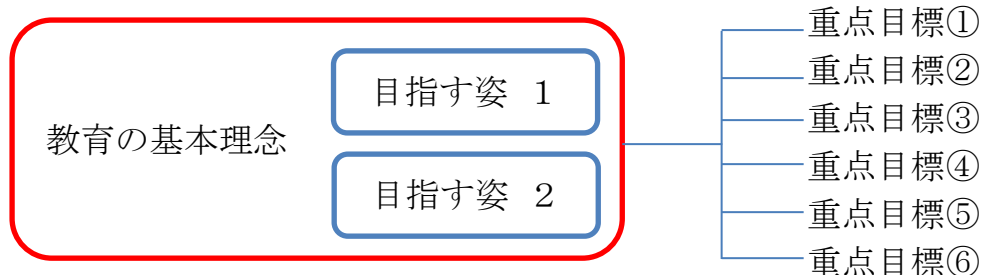
教育大綱では「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、市長と教育委員会が総合教育会議において協議した結果を踏まえ、当市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の概要を定めています。

2 大綱の位置付け

教育大綱は国の「第3期教育振興基本計画」及び「岐阜県教育振興基本計画（第3次岐阜県教育ビジョン）」の内容を参考とし、市行政の最上位計画である「羽島市第六次総合計画」の目指すまちづくりの方向性「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」との整合性を図り策定しました。

また、同大綱に定めた教育分野の指針に基づき、現行及び次期市教育振興基本計画との整合性を合わせ持ちます。

教育大綱の構成



3 大綱の期間

2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間を対象期間とします。

| 年度 | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (R1) | 2020 (R2) | 2021 (R3) | 2022 (R4) | 2023 (R5) | 2024 (R6) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 第六次総合計画 | 前期実施計画（5年間） | | | | | 後期実施計画（5年間） | | | | |
| 教育大綱 | 第一次教育大綱（5年間） | | | | | 第二次教育大綱（5年間） | | | | |
| 市教育振興基本計画 | 前期計画 | | 後期計画（5年間） | | | | 次期計画 | | | |

※ この大綱作成後に新たな課題や方策を見出した場合には、適宜見直します。

4 教育の基本理念

次代の羽島を創造する人づくり

～志を持ち心豊かに学び合う コミュニティの実現を目指して～

当市においては、第六次総合計画の目指すまちづくりの方向性において「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」を位置づけています。その実現に向け、子どもたちが、羽島市らしさを感じながら豊かな心を身につけ、健やかに成長することができるよう、家庭、学校、地域、団体・企業等が一体となり取り組んできました。活動内容としては、教育環境の充実はもとより、義務教育学校の創設、コミュニティ・スクールの運用やキッズ・ウィークの実施など、学校内外の組織やシステムについても積極的に構築・刷新を図ってきました。また、質の高い芸術作品を鑑賞することのできる美術館「竹鼻町屋ギャラリー」も開館し、近隣の文化施設と合わせ、文化振興や生涯学習の推進にも努めてきました。

今後は新たな基本理念の実現を図るため、次の目指す姿を位置づけました。

目指す姿 1

市民として「ふるさと羽島」に愛着を持ち、地域社会においてともに分かち合う意識と常に地域のまちづくり・人づくりの主体者であるという意識を持つことで、地域力の向上を目指します。

目指す姿 2

市民として新しい文化や価値観を創造しようとする意欲を抱き、挑戦や試みができる行動力を持ち、よりよい地域コミュニティ、持続可能な社会を創り出すことを目指します。

5 重点目標

① 子どもたちが安全で安心して学ぶことのできる学校の環境づくり

- ・児童生徒の生活様式の変遷を踏まえるとともに、外国人児童生徒や特別な支援を要する児童生徒に対応できる環境整備をはじめ、想定される災害への備えや施設設備の安全点検、教育備品の整備等の施策に計画的に取り組めます。
- ・いじめや不登校、問題行動の早期発見・対応や、より適切な指導に努めます。
- ・防災教育や避難訓練の実施など、指導面等での施策を充実させ、日々、子どもたちが安全で安心して学ぶことのできる環境を整えます。
- ・教職員の働き方改革、働きがいのある職場づくりに取り組めます。

② 地域と家庭、学校が一体となって「生きる力」を育む教育の推進

- ・地域の大人が教育にかかわり、多様な生き方を子どもたちに示すことで自発的な「生きる力」を育みます。
- ・超スマート社会（Society5.0）を見据えた「ICT教育の充実」への取り組みや学校内外の教育にかかわる情報発信と合わせ、地域とともにある学校づくりの核となる「コミュニティ・スクールの推進」を図ります。

③ 家庭・地域ぐるみで取り組む子育て、青少年育成の充実

- ・人生の先輩である大人が学び、連携して、青少年の健全育成に努めます。
- ・学校教育や生涯学習の観点で行う各種研修会等を通じ道徳的实践力を醸成し、地域ぐるみで青少年の健全育成のための環境づくりを促進します。
- ・子育て、青少年育成にかかわる行政間の連携や関係団体との協働を活性化し、家庭全体で子どもを育み、家族みんなが心地よいと感じられる家庭力の向上に努めます。

④ 生きがいつくりのための生涯学習の推進

- ・生涯学習や文化振興、国際交流等を包括した新たな事業推進体制の検討を進めます。
- ・中央公民館及び各コミュニティセンターにおける講座等の見直しを図り、市民ニーズの高い新たな学習の企画に努めます。
- ・公民館機能のあり方について、施設の状況と市民の利用状況に合わせた適切な運営に努めます。

⑤ 心豊かな生活のための文化の振興

- ・伝統文化の保存・継承、後継者の育成を通じ、保存団体の自立的な活性化を支援します。
- ・市民一人ひとりが生涯にわたって「ふるさと羽島」に誇りを持つことができるように、郷土の豊かな自然や文化のすばらしさを実感できる学習の場の設置や人材（語り部）育成に努めます。

⑥ スポーツを通じた健康増進や共生社会の実現

- ・スポーツを「する」人をはじめ、「みる」人、「ささえる」人を含めて「スポーツ参画人口」と捉え、市民一人ひとりがスポーツにかかわれるよう取り組みます。
- ・スポーツを通じ、生活習慣病の予防・改善に寄与する健康寿命を延ばし、障がいのある人などを含めた全世代型の共生社会の実現に努めます。